

議案第34号

佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって、西佐賀水道企業団を佐賀縣市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、佐賀縣市町総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

組織団体の数の増減に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることになっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和元年9月13日原案可決

別紙

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「太良町 西佐賀水道企業団」を「太良町」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。